

令和2年8月25日

お客さま各位

休眠預金等に係るカードローン契約のお取扱いについて

平素は豊川信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、カードローンのご契約口座またはご返済口座が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、預金保険機構へ移管されるお客さまにおかれましては、カードローンが長期にわたりご利用がないため契約を終了させていただくことになりました。

つきましては、「休眠預金等活用法」により預金保険機構へ移管した日において貸越残高が0円のお客さまを対象として、令和2年12月1日にご契約を解除させていただきます。

また、カードローンのご契約を解除後にご利用をご希望されるお客さまは、新規でのお申込みが必要となります。

なお、ご不明な点がございましたら、最寄りの店舗までお問い合わせくださいませ。

【お問い合わせ先】

豊川信用金庫 営業店窓口

